

特別控除額早見表

事 情		特別控除額				
A.世帯を対象とする控除	母子・父子等世帯	990千円				
	就学者  (国立大学就学者で授業料免除を受けている場合、控除額が変更になります。下記①参照)	小学生	310千円			
		中学生	460千円			
				自 宅	自 宅 外	
		高校生	国・公立	390千円	690千円	
			私立	880千円	1,180千円	
		高専生	国・公立	1～3年次	390千円	690千円
				4・5年次	430千円	720千円
			私立	1～3年次	880千円	1,180千円
				4・5年次	870千円	1,160千円
		大学生	国・公立	740千円	1,210千円	
	私立		1,330千円	1,800千円		
	専 門 学 校 生	高等課程	国・公立	390千円	690千円	
			私立	880千円	1,180千円	
		専門課程	国・公立	360千円	810千円	
私立			1,020千円	1,470千円		
障がい者	1人につき990千円					
長期療養者	要介護3以上の場合1人につき990千円					
	長期療養費は実費					
学資負担者別居	上限 710千円 (限度額未満はその支出額)					
災害	相当額					
父母以外の所得者	1人につき上限 380千円(限度額未満はその所得額) 申請者及び配偶者の所得については控除対象外です。					
B.申請者を対象とする控除	自宅通学者 230千円    千原寮・国際交流会館 500千円    自宅外通学者 700千円 ※独立生計者(既婚生計者含む)・留学生は、学寮、民間のアパート居住者であっても「自宅通学者」となります。					

※特別控除額は、改正があった場合、変更することがあります。

①国立大学就学者の前年度の授業料免除に係る控除一覧

※日本学生支援機構(JASSO 給付奨学金)に関する免除制度を利用している場合も含まれます。

就学者の授業料免除額に対する特別控除額算定方法

就学者の年額免除割合:A

$A=(免除額)/(年額授業料)$

区分	自宅	自宅外
計算式	$(1-A) \times 年額授業料 + 230 \text{ 千円}$	$(1-A) \times 年額授業料 + 700 \text{ 千円}$
備考	* 740 千円上限	* 1,210 千円上限

**例1 : 兄弟姉妹が、国立大学就学者で、前年の授業料免除が「全学免除」と「半額免除」の場合(自宅通学の場合)**

年額免除割合:  $A=3/4=0.75$

特別控除額:  $(1-0.75) \times 年額授業料 + 230 \text{ 千円} = 年額授業料 \times 0.25 + 230 \text{ 千円}$

**例2 : 兄弟姉妹が、国立大学就学者で、前年の授業料免除が、1回のみ「半額免除」の場合(自宅通学の場合)**

免除額:  $年額授業料 \times 1/2 \times 1/2$

年額免除割合:  $A = (年額授業料 \times 1/2 \times 1/2) / 年額授業料 = 1/4 = 0.25$

特別控除額:  $(1-0.25) \times 年額授業料 + 230 \text{ 千円} = 年額授業料 \times 0.75 + 230 \text{ 千円}$

**例3 : 兄弟姉妹が、国立大学就学者で、前年の授業料免除が、「1/3免除」と「2/3免除」の場合(自宅通学の場合)**

免除額:  $年額授業料 \times 1/2 \times 1/3 + 年額授業料 \times 1/2 \times 2/3$

年額免除割合:  $A = (年額授業料 \times 1/2 \times 1/3 + 年額授業料 \times 1/2 \times 2/3) / 年額授業料 = 0.5$

特別控除額:  $(1-0.5) \times 年額授業料 + 230 \text{ 千円} = 年額授業料 \times 0.5 + 230 \text{ 千円}$

**例4 : 兄弟姉妹が、国立大学就学者で、前年の授業料免除が、前期・後期とも「2/3免除」の場合(自宅通学の場合)**

年額免除割合:  $A=2/3$

特別控除額:  $(1-2/3) \times 年額授業料 + 230 \text{ 千円} = 年額授業料 \times 1/3 + 230 \text{ 千円}$